

さいたま市告示第1660号

次のとおり所有者の判明しない動物を収容しておりますので、さいたま市動物の愛護及び管理に関する条例第11条第1項及び同条第4項の規定に基づき公示します。飼い主は、令和7年11月5日までに返還の手続きをしてください。返還の手続きがない場合には処分します。

令和7年10月29日

さいたま市長 清水 勇 人

・ 次の表のとおり

収容日	種類	収容場所	品種	性別	毛色	年齢（推定）	首輪の有無	特 徴
10月 28日	猫	緑区代山	雑種	メス	白黒	1～2ヶ月	無	負傷動物

連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所保健衛生局保健部動物愛護ふれあいセンター
- (2) 電話 048（840）4150
- (3) FAX 048（840）4159

動物愛護ふれあいセンター

告示期間の期限日（１１月５日まで）